

別表第2（第5条関係）助成対象経費支払上限額

(1) 人件費支払上限額

区分		金額（時給） （1人あたり／1日8時間を上限）
事業責任者	専門職	1,500円
	一般職	1,100円
一般（責任者以外） （スタッフ）	専門職	1,200円
	一般職	1,000円

【備考】

- ・専門職は国家資格の保持者とする。ただし、この場合、助成事業に関連した資格であり、これを活かした業務内容であること。
- ・時給は本市会計年度任用職員に準拠している。
- ・構成団体員、構成団体員以外すべてにおいて、人件費が認められる人数は1か月ごとに3名までが経費の対象となる。
例：Aさん・Bさん・Cさん(4月)、Aさん・Bさん・Dさん(5月)
Bさん・Cさん・Dさん(6月)・・・
- ・事業の責任者は専門職・一般職を問わず1名までとする。
- ・人件費には交通費・食糧費等その他業務の従事に係る一切の経費を含む。
- ・上記により難しい場合は、事前に本市と調整することとし、執行にあたっては、本市の承認を得ること。

(2) 講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む） 企業・団体の役員	8,000円
	その他の大学の職員	7,000円
	国の補佐・専門官、その他	5,000円
県内	職業的講師	10,000円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	4,000円
	その他の大学の職員	3,500円
	その他	3,000円

【備考】

- ・上記により難しい場合は、事前に本市と調整することとし、執行にあたっては、本市の承認を得ること。